

# 汚れたプラスチックの出し方について

平成29年4月から **汚れたプラスチック** は、燃やせるごみ(週2回)でお出してください。

袋	三鷹市指定収集袋
時間	朝8時までに出してください。 (上連雀2丁目・下連雀3丁目地区は、夜11時半までに出してください。)

「**汚れたプラスチック**」とは、水で流したり、ふいたりしても汚れがとれないプラスチックのこと。



例：マヨネーズ等の調味料がきれいに  
取り出せない容器  
油やソースなどがついた弁当容器  
レトルト食品などが入っていた袋  
など

**汚れのないプラスチックは、今まで通りプラスチック類の日に、透明か半透明の袋でお出してください。**

# 電池・体温計・蛍光管・ライター・スプレー缶・カセットボンベは、有害ごみでお出してください。

※水銀を含むものを燃やせるごみに混入させると、焼却施設から排出される排気ガスから水銀が検出され、自主規制値をこえた場合は焼却施設を停止するなど、ごみの処理に影響が出ます。



※ライター・カセットボンベ・スプレー缶が、燃やせないごみやプラスチック類に混入すると、収集中の車両火災の原因になり、ごみの収集に影響が出ます。



**正しい分別にご協力願います。**

# 事業者の皆さんへ

## 事業活動から排出される事業系ごみの処理責任は事業者にあります。

事業系のごみは事業者自らの責任において適正に処理することが法令等で義務づけられています。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)  
自ら処理できない場合は、廃棄物処理許可業者や資源回収業者へ委託するなど適正に処理を行ってください。  
また、廃棄物の発生を抑制し、再生資源の利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めることが義務づけられています。

少量排出事業所の方は、事業系ごみ指定収集袋による市の収集ができますので、お問い合わせのうえ、事業所の登録をお願いします。

## 少量排出事業所として登録済みの事業所の皆さんへ

- 1 **ごみの分別を徹底してください。**  
(分別不十分のものは収集されません。)
- 2 **一回の排出量は、事業系ごみ指定収集袋(45ℓ)で2袋が限度です。**  
(2袋を超えるものは収集されません。)
- 3 **排出するごみの種類に応じた事業系ごみ指定収集袋を使用してください。**  
(事業系ごみ指定収集袋以外は収集されません。)
- 4 **事業系ごみ指定収集袋には、必ず「登録番号」を記入してください。**  
(記入がないものは収集されません。)  
所在を移転された場合は、原則として番号が変わりますので「変更届」を提出してください。

# 三鷹市ごみ分別アプリをご利用ください。

市では、ごみや資源の収集日や出し方、出す時の注意点、50音順や入力検索できる「ごみ分別辞典」、よくある質問など、ごみや資源の情報を、身近なスマートフォンやタブレット端末を利用して簡単に確認できるアプリケーションを提供しています。ごみや資源の出し方、分別にぜひご活用ください。

◎ご利用いただける項目は以下のとおりです。

### 収集日カレンダー

当日と翌日、週ごと、月ごとの3パターンによる収集日を一つの画面で確認することができます。

### アラート機能

収集予定のごみや資源をアラートでお知らせします。アラート機能の設定は前日と当日のお好きな時間にすることができます。メニューの設定よりご登録ください。

### ごみ分別辞典

品目ごとに、ごみや資源の分別を確認できます。

### ごみの出し方

ごみや資源ごとに、主な品目と出し方を確認することができます。

### よくある質問

Q&A方式で、よくお問い合わせいただく情報を確認することができます。メニューのよくある質問から確認できます。

### お知らせ

ごみ対策課からのお知らせを確認することができます。重要なお知らせや台風などの悪天候時の収集情報をお知らせしています。



### 三鷹市ごみ分別アプリ(無料)の利用方法

- ▶ 表面のQRコードからダウンロードしてください。
- ▶ Google PlayやApp Storeなどからインストール(「三鷹市ごみ分別アプリ」で検索可)してください。

※通信費は利用者のご負担となります。

問い合わせ先

三鷹市生活環境部ごみ対策課

代表電話 0422-45-1151  
内線 2533~2536